

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会（第12回）
ご説明資料**

**2024年9月20日
ソフトバンク株式会社**

1. コスト算定

- 基本的な考え方
- 特異判定式に対する当社考え

2. 負担金算定

- 基本的な考え方・これまでの整理
- MVNO回線の取扱いに対する当社考え
- 公衆無線LANアクセスサービスの取扱いに対する当社要望

3. 制度運用スケジュールへの当社要望

コスト算定の基本的な考え方

競争の補完としての制度趣旨を踏まえ、
負担すべきコストは**サービス維持に最低限必要な範囲**とすべき

原価算定の基本的な考え方

9

計上されるコストは、一般・特別支援区域を問わず、
サービス維持に最低限必要な範囲に限ることが適切

- 新たな交付金制度の趣旨からは、支援対象とする経費は、支援対象区域でサービス提供を行うことに伴い追加的に発生する費用に限定することが適当である。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.13

設備管理部門の対象設備について、アクセス回線設備（最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等）は、局舎から各利用者宅に向けた回線の敷設・維持が必要となり、また、不採算地域等では各種設備の収容効率が悪くなるため、1回線当たりの維持費用が大きいと考えられる。

また、中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられるが、離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用³⁸が大きいと考えられる。

そのため、第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当である。

³⁸ 海底ケーブル用特殊設備や補修のための敷設船運航費等を想定。

出典：ブロードバンドサービスに係る 基礎的電気通信役務制度等の在り方 答申（2023年2月7日）P.46

競争の補完としての制度趣旨を踏まえ
支援対象は限定されるべき



**サービス維持に最低限必要な項目及び
その計上の基準の明確化が必要**

© 2023 SoftBank Corp.

出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG（第3回） 当社ご説明資料（令和5年10月13日）P.9

特異判定式の 維持管理係数について

- 以下の2点から、特異判定式における維持管理係数には、全国平均としてNTT東西殿の設備管理運営費比率(第一種指定電気通信設備の接続料の算定に用いる係数)を用いることが適当と考えます。
 - ①認可プロセスにより適正性、透明性が担保されており、算定根拠が公表されていること
 - ②全国の町字の平均値であることから、条件不利地域で見込まれる非効率性および都市部の効率性の双方を反映できること

維持管理における 設備更新費用の算定について

- 従来と同スペックの設備による設備更新に係る構築費用については、交付金算定の対象とすることに異論ございません。
- 一方で、スペックがより良いものや仕様の異なる設備での更新が必要となる場合は、交付金算定の対象とすることについて、都度妥当性の確認が必要と考えます。
- なお、設備更新費用の算定にあたり、既存設備の除却損に関しては、区域指定における除却損の整理と同様、交付金算定の対象外である認識です。

参考：維持管理における設備更新費用の算定について

2. 維持管理において事業者が行う設備更新

減価償却費
(設備更新に係るもの)

=

実際の構築費用

÷

耐用年数
(設備種別ごと)

(事業者が行う設備更新)

- 特異判定式が適用される公設設備又は未整備地域において、整備(譲受)後に事業者が行う設備更新としては、以下のようなケースが考えられます
- これらの設備更新に係る構築費用については、地域ごとや事象ごとに多様であることから、発生都度、実際の費用を個別に把握し算定を行っていくことが適当と考えます。また、大規模災害等の発生による特別損失対応についても、個別の対応とすることが適当と考えます
 - ① 道路拡幅工事等に伴う設備移転のための除却・再投資
 - ② 鳥獣害等により損壊した設備の復旧
 - ③ 老朽化等による故障等に伴う設備取替
 - ④ 災害等により損壊した設備の復旧
 - ⑤ サービスマイグレーションとして行う設備更新
※サービス維持の範疇(市場における技術進展に追随する設備更新を含む)を超えると考えられる更新については、交付金算定対象から除外
- なお、当社としては、個別に把握・算定した費用について総務省へ報告し、その内容を確認いただく考えです

出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第10回）NTT東西殿 ご説明資料（令和6年9月4日）P.9

特異判定式に対する当社考え②

特異判定式における 共通費の配賦基準について

- 放送と通信の費用配賦については、第6回研究会※¹での議論において、放送契約の有無を踏まえた費用配賦をする場合、一芯方式における放送1/3の配賦比率についても利用実態を踏まえた提案をすべきとの指摘があり、議論を踏まえ、2024年3月報告書※²では、放送契約の有無に関わらず、配賦比率を放送1/3、通信2/3としたうえで、以下右図の注記が付記されたものと理解しております。
- このような経緯も踏まえ、特異判定式における共通費の配賦について、配賦比率には利用実態を反映せず、放送契約者数割合のみ考慮することは不適切であり、データ量に係る利用実態の確認が困難な場合は、放送契約者数割合も考慮しないことが適当と考えます。

※1 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会（第6回） 2024/1/22

※2 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書 2024/3/28

（前略）

それから、もう一つ、米印で「放送サービス相当を全体の3分の1とする場合」という言葉が書かれているんですけども、**こういう放送サービス利用者と未利用者で分けるんだとしたら、それに合わせて3分の1もやはり見直すべきなのかなということ**で、I P方式につきましても、R F方式につきましても、テレビサービスについては技術条件がしっかり決まっています、その中で伝送帯域について、アクセス系伝送路設備については、受信者端子において提供とする放送番組の全てを伝送するために必要な伝送体系を確保というような文言が書かれていますので、多分、N T Tさんとしては、ひかりT Vでどれだけ帯域を使っていこうかというのは承知していらっしゃるんだと思います。

それから安定的な伝送するための措置として、（中略）一般的に言われているのは、2 Kの放送で1 0から1 5メガ、それからひかりT Vでも4 Kサービスしていらっしゃるんですけど、4 Kの放送だと3 0から4 0メガというのがテレビを見ている間にずっと流れっ放しになるということをもって、**これはもう3分の1なんていうものではなくて、放送利用者については、放送サービス相当がもっとずっと大きくなることが想定される**ということで、そういうようなテレビの利用時間帯、令和3年度の情報通信白書でもって、全世代平均でもって、インターネットの利用時間がテレビの視聴時間を超したというような記述があったかと記憶しておりますけれども、その場合のインターネットというのは、スマホのモバイルに流れる分も含めてですので、多分固定インターネットにアクセスされる時間帯というのは、テレビの視聴時間帯よりもまだ恐らく短い。**特にこのサービス支援対象となるようなルーラルな地域では高齢者が多いと思いますので、その傾向は非常に顕著だと思いますので、そういうような数値を組み合わせて、3分の1を含めてこういう見直しが必要だというような御提案をいただければ、検討する余地はあるかなと思いますけれども、今日の御提案の範囲内では、まだ取り上げがたいかなという印象**

（後略）

15 放送サービスを利用する利用者分に限定して、支援区域における一芯方式の費用配賦を検討して ほかの提案もあったところ、規制コストの増大等とのバランスも踏まえ、運用実態等も勘案して 継続検討事項とする。

出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する報告書 p54

出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会（第6回）議事概要 p11（当社にて、抜粋および青太字に加工）

参考：特異判定式における共通費の配賦基準について

放送に係る費用の配賦について(検討の視点3 関連)

- 放送サービスに係る費用を交付金による支援対象外とする場合には、以下の点を担保する必要があると考えます
 - ✓ 支援対象外とする費用を算定する芯線は、**当該支援区域において実際に放送サービスを利用する利用者分に限定**(放送サービスの未利用者においては、放送用パケットや波長が使用されない)
 - ✓ 費用と収入の対象範囲を一致させるため、**収入においても放送サービス相当を圧縮**
- なお、上記の対応を行う場合においても、放送用通信に配賦される高コスト分が支援対象外となることに変わりはなく、難視聴地域等、**支援区域で放送サービスを提供する必要がある場合には、本交付金とは別の支援制度により支えていただくことが必要**になると考えます

<放送サービスに係る費用・収入の圧縮イメージ> ※放送サービス相当を全体の1/3とする場合



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会（第6回）NTT東西殿説明資料（令和6年1月22日）P.1

3. 支援区域で放送サービスを提供する場合の算定方法

- 放送サービスの契約者数・割合も、事業者の事業形態・内容により区々であると考えます(支援区域での当社の契約者数は僅少)
- そのため、具体的には、事業者の報告により町字単位で放送サービスの契約者数を把握したうえで、実際の放送サービス契約者分に限定し、放送サービスに係る費用・収入を圧縮することが必要と考えます

(町字ごとの放送サービス契約者数の把握イメージ)

町字名	1芯で重畳する方式		契約者数割合	
	通信役務を提供している総回線数	放送役務を提供している回線数	放送サービス未契約者分	放送サービス契約者分
■■■1丁目	50	1	98%	2%
■■■2丁目	100	3	97%	3%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(参考)2024年6月末時点
フレッツ光契約数に対する割合(東西計)

IP方式(ひかりTV)	3.1%
RF方式(フレッツ・テレビ)	※ 9.1%

※RF方式は都市部においてサービス展開をしているため、
ルーラルエリアである支援区域における契約者数は僅少

(放送サービスに係る費用・収入の圧縮イメージ) ※放送サービス相当を全体の1/3とする場合



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第10回）NTT東西殿説明資料（令和6年9月4日）P.11

1. コスト算定

- 基本的な考え方
- 特異判定式に対する当社考え

2. 負担金算定

- **基本的な考え方・これまでの整理**
- MVNO回線の取扱いに対する当社考え
- 公衆無線LANアクセスサービスの取扱いに対する当社要望

3. 制度運用スケジュールへの当社要望

負担金算定の根幹となる考え方

受益の程度は利用者（エンドユーザ）の数に比例するため
ブロードバンドサービスに係るユニバーサルサービス（以下、ブロードバンドのユニバーサルサービス）では
1契約当たりの契約単価により負担金額を算定する

2－3－6 負担金算定単位の考え方

- 現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度においては、電話番号数を負担金算定の単位とし、1番号当たりの番号単価により各負担対象者の負担金額を算定している。これは、各負担対象者の受益の程度は、基本的には、利用者（エンドユーザ）の数に比例するとの考え方に基づくものである。
- 新たな交付金制度においても、同様の考え方から、原則として、ブロードバンドサービスに係る契約数を負担金算定の単位とし、1契約当たりの契約単価により各負担対象者の負担金額を算定することが適当である⁴⁰。

負担金算定におけるこれまでの整理

以下の具体的なケースについても、
利用形態に即して負担金を徴収する整理がなされてきた

集合住宅向け

提供されている回線数を把握している場合は当該数値を報告
(把握していなければ提供可能な最大戸数の回線数)

《h. 集合住宅向けブロードバンドサービスの回線数報告について》

全戸一括で契約する集合住宅向けブロードバンドサービスについては、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)の考え方と同様、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当である旨2月答申でまとめられており、今回もその結論を踏襲する。

周波数の一体的運用

どの周波数による提供かに関わらず回線数は1カウント

《o. 周波数の一体的運用について》

周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合(例えば、携帯電話と BWA など異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供しているような場合)にあっては、利用者にとって、どの役務に係る周波数によって提供されているかに関わらず、契約している役務の提供を受益しているものであるため、回線数は一カウントとして把握することが適当である。

1. コスト算定

- 基本的な考え方
- 特異判定式に対する当社考え

2. 負担金算定

- 基本的な考え方・これまでの整理
- **MVNO回線の取扱いに対する当社考え**
- 公衆無線LANアクセスサービスの取扱いに対する当社要望

3. 制度運用スケジュールへの当社要望

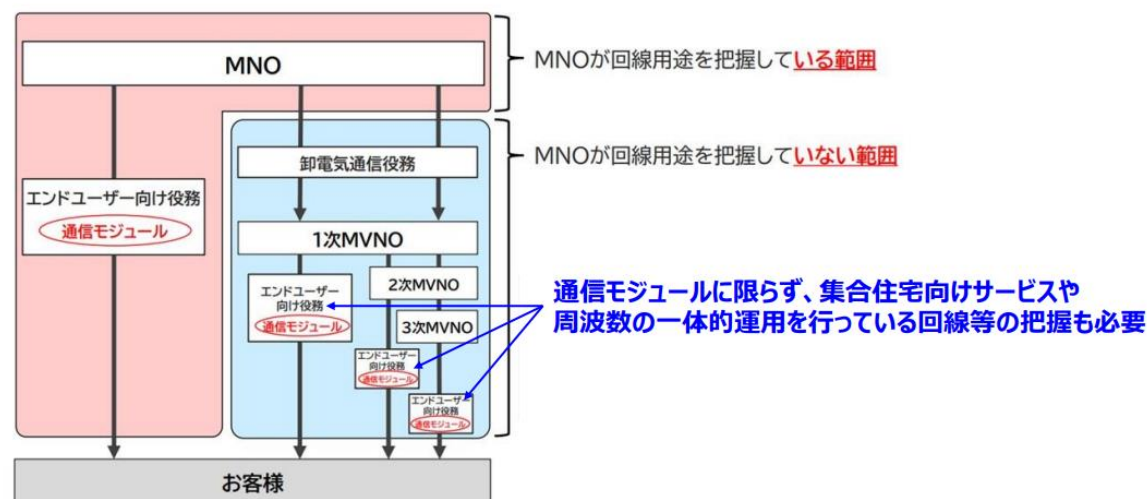
MNOが利用形態を把握できないMVNO回線については MVNOから利用実態を報告するなど、MNOが利用形態を把握する仕組みが必要

当社課題認識

回線数・利用形態の正確な把握

17

最終利用者の利用形態を正確に把握可能とする仕組みづくりが必要



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ（第2回）資料3 NTTドコモ 説明資料 より抜粋

© 2023 SoftBank Corp.



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第10回）
「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における令和6年度第二弾の総務省令の制定に向けて（案）」（令和6年9月4日）P.15

事務局案は
MVNOから通信モジュール回線数の報告を受けた総務省が、
各MNOに対して
一次MVNO単位で当該回線数の通知が必要と理解

具体的な運用を明らかにしたうえで、
関係事業者に過度な負担にならないよう検討が必要

1. コスト算定

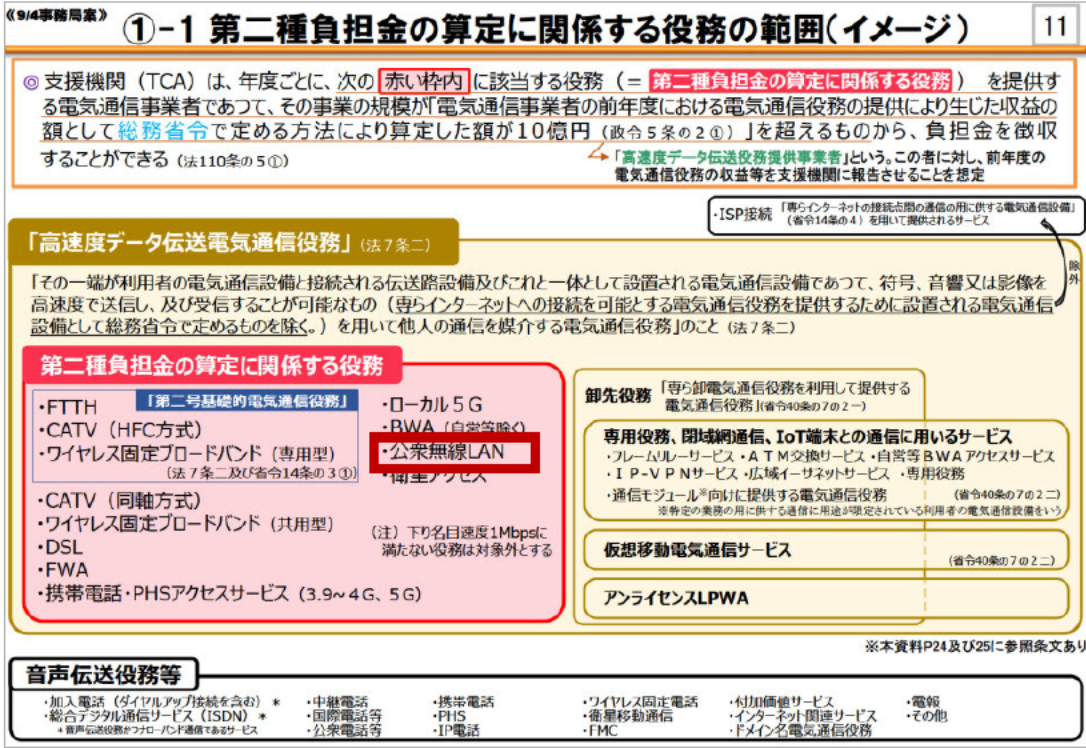
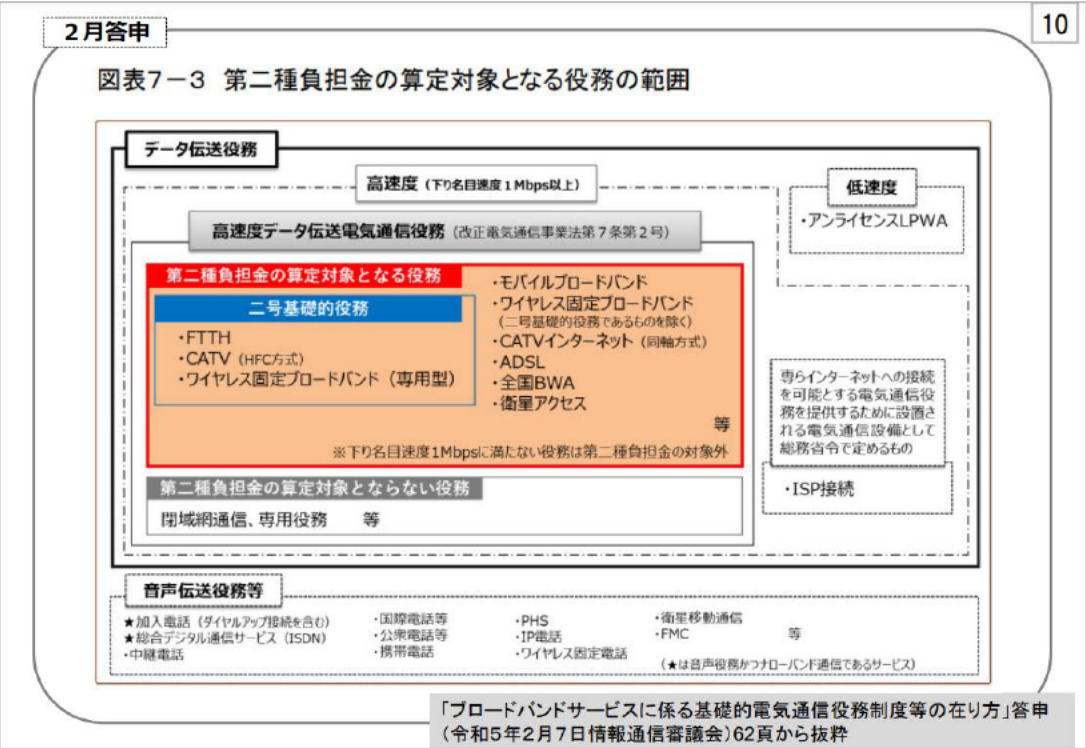
- 基本的な考え方
- 特異判定式に対する当社考え

2. 負担金算定

- 基本的な考え方・これまでの整理
- MVNO回線の取扱いに対する当社考え
- **公衆無線LANアクセスサービスの取扱いに対する当社要望**

3. 制度運用スケジュールへの当社要望

公衆無線LANアクセスサービスの扱いについて詳細な議論はされていない理解 負担金の対象回線の範囲については、改めて丁寧にご議論いただきたい



出典：ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会（第10回）「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における令和6年度第二弾の総務省令の制定に向けて（案）」（令和6年9月4日）P.10～11

当社は公衆無線LANアクセスサービスとして「ソフトバンクWi-Fiスポット」を提供中 当社の携帯電話回線の契約を前提に提供

利用規約の一例

第4条（申込の方法）

本サービスの利用を希望する者は、当社の定める方法により利用契約の申込みを行う必要があります。

第5条（申込の資格・条件と契約の成立）

- 当社は、第4条の申込があった場合は、次のすべてを満たす場合に限りその申込を承諾するものとし、申込の承諾をもって利用契約は成立します。
 - 申込者が、当社が提供する 4 G 通信サービスまたは 5 G 通信サービスの契約者 であること。
 - パケット通信を定額で利用できるサービス（データ（パケット）定額サービス）の契約者であること。
- 利用契約が成立した場合、当社は利用者に対して本サービスの利用に必要な ID およびパスワードを付与します。

出典：ソフトバンクWi-Fiスポット利用規約（i）

携帯回線契約（他のアクセス回線）を前提とした公衆無線LANについては、
実態として受益する回線は1回線であり、実態の把握も容易

カウント方法は周波数の一体的運用と同様の整理とすることが適切ではないか

周波数の一体的運用



公衆無線LANアクセスサービス (ソフトバンクWi-Fiスポット)



1. コスト算定

- 基本的な考え方
- 特異判定式に対する当社考え

2. 負担金算定

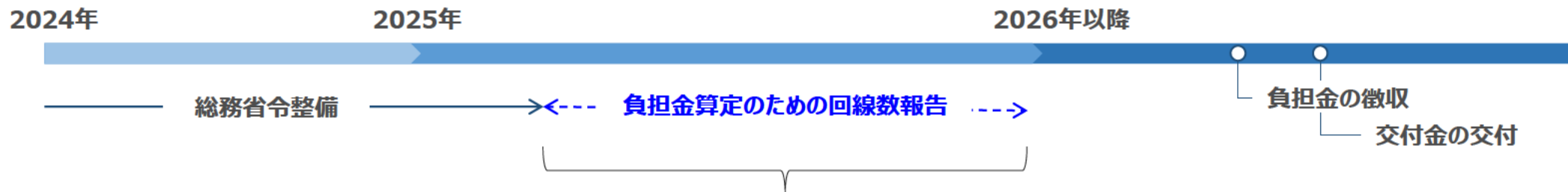
- 基本的な考え方・これまでの整理
- MVNO回線の取扱いに対する当社考え
- 公衆無線LANアクセスサービスの取扱いに対する当社要望

3. 制度運用スケジュールへの当社要望

初年度の運用スケジュールについて以下観点も考慮し**事業者が対応可能なスケジュールとすべき**

- ✓ 電話ユニバーサルサービス以上に**報告対象の条件が複雑・報告主体となる事業者が多岐に渡る**
- ✓ 制度の建付け完了後、**報告対象サービスの特定・運用の建付け・システム開発等が必要** 等

電話のユニバーサルサービスと同じと仮定した場合のスケジュール（イメージ）



- ✓ システム開発期間などを考慮した場合、回線数報告開始時期を2025年4月からは極めて困難
- ✓ 初年度に負担金算定に用いる回線は既存報告を活用するなど、現実的かつ柔軟な運用について検討いただきたい

EOF